

本文書は以下に提出したパブリックコメントです。

2004年7月19日 経済産業省 産構審・総合エネ調合同部会

2004年7月22日 経済産業省 産構審地球環境小委員会

平成16年7月16日

今後の地球温暖化対策について

社団法人 関西経済連合会
地球環境・エネルギー委員会

わが国における2002年度の温室効果ガス総排出量は、13億3,100万トンと京都議定書の基準年(1990年)に比べ7.6%増となっている。また、産業構造審議会などがまとめた2010年度の見通しによると、エネルギー起源のCO₂は90年比で5%増となっており、わが国が京都議定書の削減約束(08年から12年の5年間平均で90年比6%減)を達成することは非常に厳しい状況にある。

こうしたなか、産業界としては、地球温暖化問題は長期的視点に立ってすべての国と国民が取り組むべき地球規模の重要課題であるとの認識のもと、一貫して自主的な取り組みを進めてきた。その結果、産業部門からのCO₂排出量は02年度実績で90年度比1.7%と、着実に成果を上げている。これは、自らの事業を熟知した事業者自身が、技術動向などを総合的に勘案して費用対効果の高い対策を自主的に実施しているからである。産業界としては、今後も一層の情報公開を行うなど透明性・信頼性の向上に努めつつ、積極的に取り組んでいくつもりである。

現在、政府では、「地球温暖化対策推進大綱」に定める第一ステップの最終年度にあって、関係省庁において評価・見直しが進められているが、今後、わが国の地球温暖化対策が、真に実効あるものとなるよう、下記のとおり意見を提出する。

記

1. エネルギー環境政策について

資源小国であるわが国は、今後も、エネルギーの大宗を海外からの輸入に頼らざるを得ない。さらに、経済成長が著しい中国をはじめとするアジア諸国のエネルギー需要の急速な伸びなどを踏まえると、エネルギーセキュリティの確保は、わが国にとって最も重要な政策課題である。

わが国のエネルギー環境政策の再構築にあたっては、「エネルギー政策基本法」に示された「安定供給の確保」「環境への適合」および「市場原理

の活用」の3つの基本方針を、常に念頭におくべきである。

さらに、関係省庁が一体となって、中長期的かつ地球規模の視点から、国益も踏まえた国家戦略としてのエネルギー環境政策を検討・実行すべきである。

2. 地球温暖化対策について

(1) 環境と経済の両立

わが国の地球温暖化対策は「地球温暖化対策推進大綱」に基づき進められており、政府が第二ステップにおいて追加的な対策を導入する場合においても、「環境と経済の両立」という大原則を踏まえるべきである。

特に、国民生活や企業の経済活動を過度に制約するような政策については、今後も実施すべきではない。いわゆる温暖化対策税や温室効果ガスの排出枠を企業に割り当てる国内排出量取引制度については、産業界の自主的な取組みを阻害するのみならず、わが国産業の国際競争力低下や国内産業の空洞化など経済構造にひずみをもたらし、雇用にも悪影響を及ぼす恐れがある。

加えて、温暖化対策税については、効果に疑問があるのみならず、すでに化石燃料に対して石油石炭税等が課されており、新たな税の導入は二重課税となる。新規増税の議論を行う以前に、現行の歳出面の徹底的な効率化と併せて、特別会計などの見直しを含む既存エネルギー関連の財政および税制の抜本的な見直しが必要である。

また、地球規模でコスト効果的な対策が可能な京都メカニズムのC D M (クリーン開発メカニズム)やJ I (共同実施)については、国内対策と同様に重要な対策であり、政府は、その活用方針を早急に策定すべきである。

(2) 民生・運輸部門における対策

民生・運輸部門については、CO₂ 排出量が増加している現状を踏まえ、産業界としても引き続き、省エネ製品の開発・普及や省エネルギーに関する情報・サービスの提供などを通じて、排出削減に貢献していく必要がある。

しかしながら、民生・運輸部門における対策の多くが国民のライフスタイルに直結するものであるため、政府は国民に対し、わが国の目標達成の厳しさなど現状を正確に伝えるとともに、国民の果たす役割の重要性について周知すべきである。

(3) 中長期的視点に立った温暖化防止技術の開発・導入

地球温暖化問題は極めて中長期にわたる課題であり、解決のカギとなるのは技術革新である。

中期的には既存技術である高効率なヒートポンプシステムやコージェネレーションなどのエネルギーシステムや機器の導入を進めるとともに、太陽光、風力、燃料電池などの新エネルギーの利用促進を図ることが重要である。また、長期的には、革新的技術開発・導入といった産業界の自主的な取組みに対して、税制上の優遇措置、助成金制度など積極的に支援すべきである。

加えて、エネルギーの安定供給に資する準国産エネルギーであり、発電段階でCO₂を排出しない原子力については、安全性の確保、積極的な情報開示、廃棄物対策の確立などを大前提に、その着実な推進に向けて、政府として最大限の支援をすべきである。

(4) 温暖化防止の実効性を確保する新たな枠組みの構築

今後検討が開始される京都議定書における第一約束期間後の枠組みについては、京都議定書の問題点などを踏まえ、すべての国が参加できる新たな枠組みの構築が求められている。わが国は、地球規模で実効性のある新たな枠組みを積極的に提案していくべきである。

例えば、先進各国が基金を拠出し、日本をはじめ先進国が有する最先端の技術をトップランナー方式で途上国などに移転・普及することによって、温室効果ガスの排出削減を図る枠組みが考えられる。

また、政府は、地球規模で温室効果ガス排出削減に寄与する環境技術の移転を、政府開発援助の一環として積極的に推進するとともに、こうした取組みが京都メカニズムとして認められるように、国際機関などに対して積極的に働きかけるべきである。

以 上